

年頭のご挨拶

新年おめでとうございます。平素は当事務所の業務にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年は、台風・地震・津波と国内外で大きな自然災害が相次ぎました。

今年は、災害のない穏やかな年になってほしいと願います。

本年もどうぞよろしくお願ひします。



退職金と企業年金（2007年問題）

『2007年問題』という言葉がマスコミ等を通じて徐々に聞かれるようになりました。これは団塊の世代が定年を迎える2007年以降、表面化していなかった退職金問題が顕在化し、企業のキャッシュフローに影響を与えると言うもので**経営上の問題**と位置づけられています。また税制適格退職年金が平成24年3月末で廃止されるのに伴って、その資産の移行処理および退職金制度の変更が急務とされています。以下、退職金問題をめぐるポイントを挙げてみました。

●退職金をめぐる諸問題

- (1) 運用利回り低下による積立不足
- (2) 退職金規程と資金準備のミスマッチ
- (3) 基本給連動型の退職金規程による退職金の高騰化
- (4) 税制適格退職年金の廃止
- (5) 退職給与引当金の廃止

●税制適格退職年金廃止後の選択肢

- (1) 中小企業退職金共済
- (2) 確定拠出年金
- (3) 確定給付企業年金
- (4) 特定退職者共済
- (5) 生命保険等
- (6) 前払い退職金



裁判制度を悪用した架空請求にご注意！

単なる架空請求であれば、身に覚えがない以上請求に応じる必要はありませんが、裁判所の手続を悪用する形で請求してきた場合には、注意を要します。裁判所から書類が届いた場合には、身に覚えがなくても放置せず、本当の裁判所からのものであるかを確認する必要があります。

●本当の裁判所からの通知であると確認できた場合

【本当の支払督促であった場合】

身に覚えがない請求であれば、支払督促を受け取った日から**2週間以内**に、裁判所に対して**督促異議の申立て**を行う必要があります。

【本当の少額訴訟手続であった場合】

身に覚えのない請求の場合には、ア.指定された期日に裁判所に出頭するとともに、イ.その期日に先立って自分の言い分を記載した答弁書という書面を提出しておく必要があります。

2007年問題は、団塊の世代が定年を迎え始める最初の年です。退職金・企業年金のみならず、65歳の継続雇用義務化、年金の段階的65歳支給と、政府の高齢化施策はしばらくの間、経過措置を経て企業に負担を求めていくこととなります。